

市税のお知らせ

問 税務課 ☎内線 117・138

市税等は納期限内に納付をお願いします

令和3年度の市税等の納期限は次のとおりです。

税目	納期限										
	5月 5/31	6月 6/30	7月 8/2	8月 8/31	9月 9/30	10月 11/1	11月 11/30	12月 12/27	1月 1/31	2月 2/28	3月 3/31
市県民税		1期		2期		3期			4期		
固定資産税	1期		2期					3期		4期	
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
介護保険料		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
後期高齢者医療保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
軽自動車税(種別割)	全期										

松浦市コンビニエンスストア収納事務の委託

【納付できる市税等】

市県民税、軽自動車税(種別割)、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所等利用者負担金、住宅使用料、上下水道使用料

【取り扱いコンビニエンスストア】

セブン-イレブン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ローソン、ローソンストア100、ミニストップ、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、コミュニティ・ストア、セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア、タイエー、MMK 設置店

【スマートフォン等による決済サービス】

PayPay、LINE Pay、PayB、ゆうちょ Pay、支払秘書

納税が困難な場合

特殊事情により生活が困窮し、本年度の納税が困難な人は、徴収猶予・減免措置などが受けられる場合がありますので、ご相談ください。

※減免は、納期限7日前までに申請が必要です。



市収納金のスマホ決済(スマートフォン等の電子機器による支払い)について、今年5月1日から、従来の「PayPay」に加えて、「LINE Pay」、「PayB」、「ゆうちょ Pay」、「支払秘書」が利用できるようになりました。

ご利用の際は、これらのスマートフォンアプリをダウンロードのうえ、各アプリの説明に従ってください。

○利用できる納付書

市県民税、軽自動車税(種別割)、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所等利用者負担金、住宅使用料、上下水道使用料にかかる納付書のうち納期限内でバーコードの表示がある納付書

問 税務課管理係 ☎内線 117

5月1日スマホ決済が拡大

国民健康保険税の税率（税額）が変わります

問 税務課市民税係 ☎内線 113・114・138

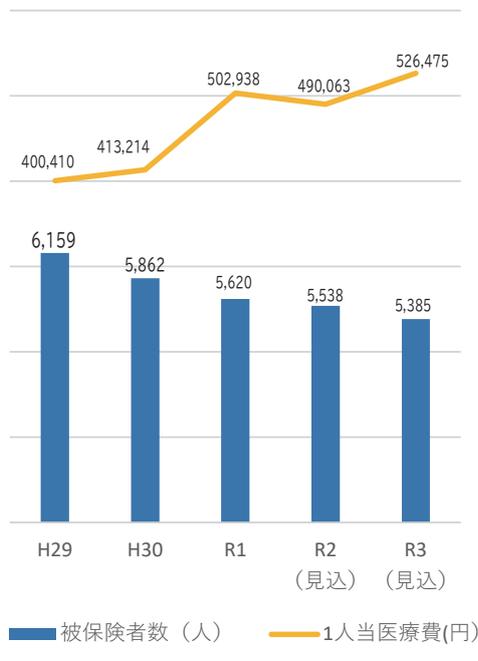
国民健康保険は、医療保険制度の中核として大変重要な役割を果たしています。長崎県、松浦市においては、被保険者が減少する一方、高齢化や医療の高度化等により、1人当たりの医療費は年々増加し、厳しい財政状況にあります。

松浦市国民健康保険の財政は、財政調整基金（収入が不足した場合に備えて蓄えている貯金）を取り崩すことによって、平成20年度から令和2年度まで税率（税額）を据え置き、被保険者の負担の抑制を図ってきました。

平成30年度から制度が変わり長崎県が国保財政の中心的な役割を担うしくみとなりました。しかし、県全体でも1人当たりの医療費は増加傾向にあり、現行の税率（税額）による国民健康保険税の税収見込み額では、財政調整基金を取り崩しても収入が不足する状況となっています。

このような状況の中、本市の国民健康保険をこれからも維持し、財政運営の安定を図るためには、税率（税額）を改定することが必要となりました。

今後も国民健康保険税の負担を少しでも抑制するため、特定健診をはじめとした保健事業の推進や医療費の適正化に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。



松浦市の被保険者数と1人当たりの医療費の推移

令和3年度国民健康保険税の税率（税額）

区分		令和3年度	令和2年度	増減
医療分	所得割	8.4%	8.2%	0.2%増
	均等割（人数割）	27,000円	22,100円	4,900円増
	平等割（世帯割）	22,000円	19,400円	2,600円増
後期高齢者支援金分	所得割	2.6%	2.5%	0.1%増
	均等割（人数割）	8,400円	7,000円	1,400円増
	平等割（世帯割）	6,700円	6,200円	500円増
介護分	所得割	2.1%	1.9%	0.2%増
	均等割（人数割）	10,000円	8,800円	1,200円増
	平等割（世帯割）	5,100円	4,800円	300円増

※課税限度額に変更はありません

なお、今年度の国民健康保険税納税通知書、納付書は6月中旬に送付します。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免については6月号でお知らせします。